令和5年5月18日

大阪市会議長

片山　一歩　様

質問主意書

大阪市会議員

木　下　𠮷　信

この度の大阪市長選の初当選、誠におめでとうございます。

市長就任から1か月余り。この間様々な形で公約の実現等について発言しておられますが、気になる論点について、大阪市会会議規則第56条第1項の規定に基づき、横山市長にお尋ねいたしたく質問主意書を提出します。

今後の横山市長の市政運営に関わる問題でもありますので、市民に分かりやすく明解なご回答を賜ります様よろしくお願い申し上げます。

☆　夢洲における（万博）・カジノ・IRについて

Q－1

政府は、4月14日に大阪におけるカジノを含む統合型リゾート（IR）の整備計画について認定しました。

しかしながら、大阪府・市及び大阪IR株式会社が作成した動画や資料等に一部著作物の無断使用が明らかとなり、4月17日には吉村知事が無断使用の事実を認めて謝罪の記者会見を開いています。

この記者会見から1か月の月日が経過しておりますが、議会への経過の説明や今後の対応については何の報告もありません。

横山市長の判断として議会への説明は不要と考えられているのでしょうか？

ご所見を伺いたいと思います。

Q－2

IR推進局に確認したところ、著作権の取り扱いについては運営事業者の募集要項の「第13・応募に関する留意事項」の「①知的財産権」の中で「知的財産権を含むいかなる第三者の権利利益も侵害してはならない」と明記されています。

2022年2月15日に締結された基本協定書にも第3条2項で「募集要項等に記載された条件を遵守の上、府及び市に対し提案書類による提案を行ったものであることを確認する」との事で、関係者間における基本的合意がなされたとの説明を受けました。

明らかに「第3条2項」に違反する行為であると思うのですが、横山市長としてどのような対応を考えておられるのか教えて下さい。

Q－3

当初の記者会見では「以前にその指摘を受けた際に担当者が確認したところ、適切に対応しているので問題ない」との報道があったと聞いているが、何を根拠に言われたのか？その場しのぎの嘘だったのですか？

Q－4

本来であれば、事実関係が明らかになった段階で募集要項違反として失格等の処分に該当するのではないかと思うのですが、横山市長としてコンプライアンスの運用についてどのように考えておられますか？

Q－5

「この程度の著作権の侵害案件は大した事はない」とお考えなのでしょうか？

このようなコンプライアンス意識の会社に、今後も事業を継続して委ねるおつもりなのですか？

議会のみならず市民に対しても今日までキチンとした説明もなく、このまま時間の経過とともに民事的な解決を目論んでおられるのではないですか？

横山市長の節度ある対応を求めたいと思いますが、今後どのように対応されるおつもりか教えて下さい。

Q－6

いつまでにどういう形で議会や市民に対して今回の著作権侵害問題についてご説明頂けるのか、横山市長としての説明責任の考え方について教えて下さい。

Q－7

また、IRの開業時期が2029年から2030年に先送りされたとの一部報道がありました。当初の予定から遅れる理由は何ですか？行政側の問題ですか？事業者側の問題ですか？議会に対して何の説明もありませんので、改めてお尋ねします。

Q－8

もし事業者側の都合で開業時期が延期されるのであれば、それに伴うペナルティ等は生じないのですか？

仮に再延期されて、2040年開業という事も理論上は可能という事なのでしょうか？

Q－9

吉村知事も横山市長も夢洲のIRについて「世界最高水準」という表現を使われますが、何が世界最高水準なのでしょうか？

国交省の報告書では、現状・1000点満点中658点で最低評価のB評価となっています。何とか認定条件である600点はクリアしたものの、世界最高水準とはかけ離れた評価であると思います。

そこで横山市長として、今後世界最高水準といわれるS評価の獲得に向けて、どのようなお取り組みをされるおつもりなのか教えて下さい。

Q－10

世界最高水準のモデルとして、どこの国のIR施設を目指しておられるのか教えて下さい。

Q－11

過去に、松井前市長が788億円の地盤改良費の公費負担について「土地所有者である大阪市の責任として支出を決定した」と答弁されました。

これまでの埋立地等での土地利用に関しては「瑕疵担保責任」の免除を条件に提供してきた歴史があり、この度の新たな判断は今後の市政運営の前例となる事から、横山市長のお考えを確認させていただきたく存じます。

松井前市長は「土地所有者である大阪市の責任」と明言しておられます。

つまりこの事は、売地・借地を問わず大阪市が所有する土地全般に適用されると考えて良いのですか？逆に、IR事業だけの特別扱いなのでしょうか？

Q－12

夢洲IRの入場予想は、ユニバーサルスタジオジャパンを上回る年間2000万人とされていますが、この数字が独り歩きする事で下振れした際のリスクはだれが負う事になるのですか？

IR施設の運営経費の7割以上をカジノの売り上げに依存する状況で、カジノの売り上げが伸びなければ周辺のIR施設も維持できなくなるのではないですか？

どのような収支見通しに基づいて年間2000万人との数字に至ったのか、そのエビデンスをお示し下さい。

Q－13

将来的なオンラインカジノを見据えた場合、夢洲カジノがオンラインカジノのアンテナショップになってしまうのではないかと危惧しているのですが、それらの不安やリスクについては事業者とキチンと話し合いが出来ているのですか？

入場料収入等に影響しますので答弁を求めます。

Q－14

大阪府・市とIR事業者の間で結ばれた基本協定書には「事業に悪影響を与える土壌の問題については土地所有者が適切な措置を講じる事」が明記されているとの事であります。

まず、この件について事実であるかどうかご答弁下さい。

Q－15

以前港湾局に確認した際に、公費支出となる788億円は土壌対策費と液状化対策費として算出されたもので、地盤沈下等の対策費は含まれておらず「仮に地盤沈下等の対策が必要となった場合には別途費用負担が発生する可能性は否定できない」との事だったと記憶しているのですが、そのような理解で間違っていないでしょうか？

つまり、788億円以上の費用負担を求められた場合、追加で公費の負担が発生する事があるのですか？それとも788億円以上の費用負担が生じた場合は事業者が負担する事になっており、公費負担は生じないと断言できますか？

☆　退職手当について

Q－16

横山市長の選挙公報には、『覚悟を持った財政改革』の項目の中に「市長報酬40％カット・退職金ゼロ」と明記されています。

私が調べたところ、大阪市特別職報酬等審議会の答申（平成26年10月21日）によると市長の退職手当の改定の考え方として「民間企業においても役員に対する退職慰労金は廃止の傾向にある事も勘案し、市長への退職手当は廃止する」と明記されています。

しかしながら「ただし退職手当は報酬の後払い的性格もある為、現行退職手当4年間分の50％相当（1972万2560円）を毎月の給料に復元する」と記載されています。

つまり、制度としての退職手当は廃止されましたが、支給金額としては退職手当の1/2相当額が毎月分割支給されている事になる訳で、選挙公報に記載されている「退職金ゼロ」は著しく「虚偽記載」にあたるのではないかと思うのですが、横山市長自らが提出された選挙公報ですので、市民に分かるようにご説明頂きたく存じます。

Q－17

仮に、退職金としてはゼロであるというのであれば、復元された退職手当が毎月の支給額に上積みされている事について、どういう名目で上積み支給されているのか教えて下さい。

Q－18

毎月の支給額を基準に、夏・冬の期末手当（ボーナス）の月数勘定の支給根拠となると思うのですが、どのような取り扱いになっているのか教えて下さい。

☆　市長の公約（議員定数の削減等）について

Q－19

横山市長は就任後の記者会見で「まずは公約に基づいて議員定数の削減に着手したい」と発言されました。

市長のおっしゃる「議員定数の削減」は市長としての公約のどこに明記されているのか教えて下さい。

Q－20

行政府の長である首長がそのチェック機関である議会の定数削減に言及するというのは、自らの行政運営のチェックの目を削減する事につながる訳で、どういう意図をもって発言されたのかその真意を市民・有権者に分かるようにご説明下さい。

Q－21

今回の報道を受けて、市民の中には「まるで『泥棒が、取り締まる警察官の数を減らします』と言うてるような印象を持ちます」との声も出ていますが、これらの市民に対して横山市長としてのご所見をお示し下さい。

Q－22

市長もご存知の通り、昨年2月10日の本会議で令和2年国勢調査に伴なう定数条例が83議席から81議席に改正されました。まだ81議席の新任期もスタートしていない段階にも関わらず、更なる議員定数の削減をする意図が理解できません。

行政のチェック機関としての議員定数が81議席では何か議会運営上の不都合が生じるとお考えなのでしょうか？今なぜ条例改正を伴う定数削減に着手されるのか、その必然性を教えて下さい。

Q－23

これまでの議員定数の条例改正案については、国勢調査の確定値を基に「一票の格差」「総定数のあり方」等を各派が協議して議員提出議案として本会議に上程し、議決してきた経過があります。

過去においても、国勢調査のタイミングでの定数議論を除いて、行政運営をチェックされる側の首長から定数削減の申し入れや要請を受けたことはなかったと記憶しており、仮に前例があるなら教えて下さい。

Q－24

横山市長の考え方として、今後の議員定数のあり方については国勢調査のタイミングではなく、その都度の選挙における公約によって左右されると理解してよろしいですか？

Q－25

維新の関係者に伺ったところ、今回の議員定数問題は「令和7年の国勢調査を前提に大幅削減を模索していたもので、横山市長の発言で前倒しで実施せなアカン」。と嘆いておられたのが印象的でした。横山市長にとって、政党の公約と行政府の長としての首長公約は同じ土俵で論じられるのでしょうか？議会の独自性についてのご所見を伺いたいと思います。

Q－26

横山市長としてのお考えとして、自らのチェック機関である議会の定数については何人で運用されるのが適正であると考えておられるのか教えて下さい。

Q－27

「身を切る改革によって財源を生み出す」という考え方の延長線上に議員定数削減があるのであれば、議員報酬をカットする事で同様の効果が得られると思うのですが、是が非でも少数会派の発言機会を排除して、チェック機関である議会の構成員の削減を優先されると理解して良いのですか？

Q－28

今回の83議席から81議席への定数条例の改正案は、令和2年10月1日に実施された国勢調査に伴なうもので、令和3年11月30日の確定値の公表を受けて第一党である維新の幹事長から定数問題に関する各派協議の申し入れがあり、協議を重ねた結果、共産党を除く4会派が維新提案の「2減」で共同提案する事になったと記録されています。

この際、維新の幹事長からは「10議席程度の減」等の意見は出されておりません。

つまり、今回の市長発言の定数削減の議論は、改選議員の新任期発生前の発言である事等を考えても、これまでの各派協議を反故にするだけでなく、4会派の共同提案で提出した条例改正案を否定するものであり、何よりも第一党としての維新会派の対応は「行政をチェックする」どころか、「行政迎合・追認機関となっている」のでは…と憤りすら感じる事態となっています。

横山市長自身、議会において維新会派が過半数を獲得した事で「何でも思い通り！」との発想で独裁色を発揮されようとしているのか？維新会派との間でどのような交渉の末にこの度の定数条例の改正に臨まれるのか教えて下さい。

Q－29

今回、改めて定数条例を改正したとしても、令和2年の国勢調査がバックデータとなる訳で、令和9年の統一地方選挙までに国勢調査（令和7年予定）が行われます。もし、その時に人口動向に変化があった場合には再度条例改正する事も考えておられるのですか？

条例の改正というのは国の法改正に匹敵する重要案件だと思うのですが、横山市長は議会で過半数の議席を有していれば難しいハードルではないとお考えですか？

市長自身の条例に対する考え方をお示し下さい。

Q－30

今回のように条例改正後の改選であるにも関わらず、新任期がスタートする前に市長から定数削減が言及されるに至っては、今後の各派協議に際して維新会派の幹事長と交渉を重ねても意味がないと考えるのですが、市長自身、自らの首長としての立場と議会としての維新会派との関係についてどのような距離感で市政運営を行うつもりなのか教えて下さい。

Q－31

「選挙の公約に掲げているから、まず議員定数の削減に着手する」との発言に基づいて、今回の条例改正案の様々なハレーションが起こっている訳ですが、選挙公報に記載されている「スクールカウンセラーの拡充」については、議員定数削減の後回しでの対応という理解で良いですか？

Q－32

現在、本市における不登校の児童・生徒数の数は小・中合わせて5607人（令和3年度末現在）となっています。

これに対し、スクールカウンセラーの数は235人（令和3年度配置）。

コロナ禍もあり、不登校の急増に対応できていない事が保護者の不満となって「学校は何のフォローもしてくれない」等、様々な形で苦情として聞く事も少なくありません。

橋下市長以前の対応は、「登校拒否」という呼称が使われていましたが、今ほどの人数でなかった事もあり、スクールカウンセラーも最低週1回は訪問相談が行われ、担任教諭も家庭訪問をする等、児童・生徒に寄り添う対応で復学に向けての取り組みをしてきました。

ところが不登校児童・生徒の急増に対するスクールカウンセラーの手配も「身を切る改革」のあおりを受けて充分な増員が確保できていません。

市教委に確認したところ「現在は3週間に1回以上を目標に取り組んでいる」との事で、保護者に確認したら「月に1回のペース」との事でした。

こんな状態で不登校児童・生徒に対する対応は十分であるとお考えなのでしょうか？選挙公報に示された「スクールカウンセラーの拡充」については、いつ頃・どのような形で対応して頂けるのか、時期・規模・イメージを明示してお答え下さい。

Q－33

現在、不登校になっている中学生にとっては、あと2年で卒業を迎えます。4年先の議員定数よりも優先して取り組まなければならない喫緊の課題である思いますが、市長自身の公約実現の優先順位についてどのような思いで取り組まれるのか？

市長の公約として選挙公報に示されたものより、党の広報チラシに記載された議員定数の削減を先行着手される事は、今後の横山市長の市政運営の方向性を示す大切な課題であると考えますので、市民に分かりやすくご説明願います。

Q－34

維新の選挙公約では「子育て支援に関わる教育無償化」というのが公約の柱であったと理解しています。

保育料の無償化や授業料の無償化、給食費の無償化等、学校に通っている児童・生徒に対する施策ばかりが羅列されており、学校に行きたくても行けないいわゆる不登校児童・生徒に対する救済措置的なフォローはなされておりません。

止むを得ずフリースクールや学童保育等に通っている対象者は切り捨てられているのでしょうか？

教育委員会に確認してもその対象者がどこの施設でどんな日々を過ごしているのかといった経過観察も行われておらず放ったらかしの状態で義務教育課程における「義務」の部分を放棄しているような印象すら持ちます。

横山市長の子育て支援についての考え方について、その方向性をお示し下さい。

Q－35

私が大阪市内の学童保育所40か所を調べたところ、実に33か所で不登校児童を受け入れている実態が明らかになりました。

中には午前中から開所対応をしたり、中学校に進学しても受け入れてくれたりという施設もありますが、これらに対する公的な助成制度は確立されておらず、保護者の負担となっています。

本来であれば学校に変わる受け入れ施設としてしっかりとサポートする事が「子供に寄り添う教育行政」ではないのでしょうか？

身を切る改革で、教育・福祉の充実を公約に掲げながら大多数の児童・生徒を対象とした無償化議論ばかりが先行して、本当にサポートを必要としている対象者は放ったらかしの状態で何の支援も受けていない現状をどのように考えておられるのですか？

4年後の市会議員の定数問題を論ずる以前に着手しなければならない喫緊の課題と思うのですが、横山市長のこれらの問題に対する今後の対応について、いつまでに何をして下さるのか明確にお答えください。

Q－36

公約の中には明記されていなかったと思うのですが、吉村知事が言及されたのであえてお尋ねいたしますが、横山市長として大阪都構想の3度目の住民投票についてはどのようなご所見でおられるのか教えて下さい。

Q－37

次に、市会議員の防災服についてお尋ねします。

災害時等の作業服として、市役所から防災服が各市会議員に支給（貸与）されていますが、この度の選挙で維新が過半数を獲得し、新人議員が増えた事から、81人全員の防災服を新調する提案が過日の幹事長会議で示されたとの事であります。

この提案は横山市長の指示なのですか？

もし違うのであれば、誰の判断で幹事長会議で提案されたのか責任の所在を明らかにして下さい。

Q－38

なぜ、81人全員の防災服を新調する必要があるのか、その理由を説明して下さい。

Q－39

私が市会事務局に確認したところ、回収した83人分の古い防災服は廃棄処分にすると伺いましたが、事実なのでしょうか？

Q－40

これが身を切る改革の実態なのでしょうか？SDGsの観点で考えても極めて無駄な支出であると考えますが、どういう狙いでこのような提案をなさったのですか？

すでに業者からは見積りも入手して説明されたと聞いておりますので、どういう経緯でこのような提案に至ったのか時系列を追って説明いただきたく存じます。

Q－41

行政側から本件の提案を受けて、過半数を有する第一党の維新の会からは何の異論も出されなかったと伺っております。

つまり、自らの防災服が新調される事で、古い防災服が廃棄処分になってもその事については黙認し、議員定数の削減等の目立つ部分は「身を切る改革」と声高にアナウンスしておきながら、行政提案の本件については何のチェック機能も果たしていないのであれば、議会としての機能不全に陥っているのではないですか？市長自身、本件の取り扱いについてどのような対応で臨まれるのか教えて下さい。

☆　喫煙所の設置について

Q－42

私は地元住民の要請を受けて、令和2年からあべの橋の歩道橋下に喫煙所を設置していただくよう、区役所や環境局等と協議を重ねて参りました。

コロナ禍等の影響もあり、地元協議が進まない状況の下で、区役所からは昨年に「何とか年内には開設できるよう作業を進めます」との報告を受けましたが、秋頃になって「年内の開設は時間的に無理みたいですが、年度内の3月末までには必ず開設しますのでよろしくお願いします」との報告をいただきました。

ところが3月に入っても一向に工事に着手するような動きはなく、開設時期についても何の報告もなかったのでお尋ねしたところ「3月末の開設も間に合わない」との事でした。

「間に合わない理由の説明」を求めても明解な理由を開示していただく事がなかったので、3月8日の予算委員会で質疑させていただきました。その後、予算市会終了後、区役所との協議の中で「選挙が終わってからで良いので、いつ開設していただけるのかキチンと調整した上で改めて報告下さい」とお伝えして選挙に突入しました。

選挙が終わって、私から「選挙前の約束の報告はいついただけますか？」と尋ねたところ「4月18日に説明に伺います」との事でした。

当日、担当課長から「今週中に関係局と調整した上で来週の週明けをメドに改めてご報告させていただきます」と言われたので「選挙前からの宿題やで！？まぁ、来週お越しの際にはキチンと行程表を添えていつ開設できるのか報告してください」とお願いをして散会しました。

4月27日（木）に副区長と担当課長が事務所に来られ行程表を示される事もなく、副区長が「誠に申し訳ありませんが開設時期については申し上げられません」と回答を拒否されました。

私から「行程表を示して開設時期を報告頂く為に来られたのではないですか？」と問うても「申し訳ありません」の一点張り。「では昨年末からの、3月末までには必ず開設します、と約束されたのは何を根拠に言われたのですか？」「申し訳ありません」の繰り返し。

結果的にはその場しのぎの都合の良い話だけ議員に伝えて放ったらかしにされた印象を持っています。

そこで改めてお尋ねします。昨年末「3月末には必ず開設します！」と約束されたのは嘘だったのですか？何を根拠にその発言に至ったのか説明して下さい。

Q－43

何が原因で3月末の開設が出来なくなったのか？

理由の説明もいただいておりませんので、キチンとご説明下さい。

Q－44

私がお尋ねする前に「3月末の開設はむりである」との情報が分かっていたにも関わらず情報提供していただけなかったのはなぜですか？意図的に報告していただけなかったのはなぜですか？

Q－45

「3月末の開設が間に合わない」という情報について私が調べたところ、地元関係者には一切報告なり連絡されていないと伺っております。

今回の開設延期の情報提供について、もし事前に報告されたのであれば、いつ地元関係者のどなた様に誰が説明されたのか教えて下さい。

Q－46

このように区役所から何のフォローもしていただけない状況で、私一人が「3月末に開設されます」というアナウンスを流した為に、結果的には選挙中に「嘘つき議員」「ほら吹き議員」のレッテルを貼られました。

ある意味、役所ぐるみで落選運動を展開されたと思っています。更には横山市長就任後の対応として、行程表を示して開設時期について説明を求め、一度は了承した上で来訪されたのに「開設時期については申し上げられません」と回答を拒否されるに至っては、私自身のガマンの限界を超えてしまいました。

30余年の議員生活の中で、役所の職員にこれだけの嘘を重ねられ、コケにされるような扱いを受けた事はありません。キチンとした説明もしていただけず、挙句の果てには「3月末に開設する」という約束を反故にするだけでなく「開設時期は申し上げられません」と言われては、私の議員としてのプライドはズタズタであります。

決して横山市長の少数会派に対する議会対応だとは思いませんが、このような区役所の議会対応についてどのようなご所見をお持ちなのか？今後どのように対応していただけるのか、市長として責任ある回答を求めます。

Q－47

喫煙所については、2025年（令和7年）1月の「市域全域における路上喫煙の防止に関する条例」の施行までに120か所の設置が条件となっており、3月8日の委員会質疑でも環境局長に確認させていただいたところですが、もし仮に設置が間に合わなければ条例実施の先送りを含めて対応していただけるのでしょうか？

横山市長の決意の程をお聞かせ下さい。

以上